

議案第19号

守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例（平成12年守谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「管理」を「施設管理」に改め、同条ただし書中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、管理を社会福祉法人守谷市社会福祉協議会」を「施設管理の一部を適切な管理ができると認められる団体」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和 8 年 3 月 2 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第 19 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市いきいきプラザ・げんき館の施設管理を、守谷市社会福祉協議会以外の団体にも委託できるようにするため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市いきいきプラザ・げんき館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
(施設管理及び施設管理の委託) 第4条 げんき館は、健幸福祉部の所管とする。ただし、市長は、げんき館の設置目的を効果的に達成するため、<u>施設管理の一部を適切な管理ができると認められる団体</u> _____に委託することができる。	(管理____及び管理____の委託) 第4条 げんき館は、健幸福祉部の所管とする。ただし、市長は、げんき館の設置目的を効果的に達成するため、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、管理を社会福祉法人守谷市社会福祉協議会に委託することができる。</u>